

総合地球環境学研究所情報・図書委員会規則

平成 28 年 4 月 1 日制 定

規則第 33 号

令和 4 年 4 月 1 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）に情報システム及び図書に関する審議を行うため、総合地球環境学研究所情報・図書委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 情報システムの管理・運用に関すること
- 二 情報セキュリティに関すること
- 三 図書資料の収集計画に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報システム管理責任者
- 二 所長が必要と認める者
- 三 研究支援課長
- 四 財務課長

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置くものとし、必要に応じ副委員長を置くことができる。

2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときはその職務を代行する。

5 委員会に、副委員長を置かない場合、委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することが出来ない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 総合地球環境学研究所情報システム委員会規則（平成16年9月14日制定）

二 総合地球環境学研究所図書委員会規則（平成15年5月12日制定）

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年9月14日から施行し、令和3年7月13日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。